

## ◎東京電力福島原子力発電所事故調査

### 委員会法

(平成二十三年一〇月七日法律第一一二二号) (衆)

#### 一、提案理由(平成二十三年九月二九日・衆議院本会議)

○小平忠正君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

今般の福島原子力発電所事故は国際原子力事象評価尺度で暫定評価レベル7の最悪の事故であり、早急な事故の収束とともに、再発の防止は至上命題であります。そして、そのためには、客観的な事故原因等の究明が行われることが必要不可欠であり、このことにつきましては世界が注目をしているところであります。

両法律案は、このような認識に基づくものであります。

… (略) …

次に、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案について御説明を申し上げます。

本法律案は、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事

故の原因究明等のため、国会に、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会を置くもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、国会に、事故調査委員会を置くこととしております。

第二に、事故調査委員会は、委員長及び委員九人をもつて組織し、両院合同協議会の推薦に基づき、両議院の議長が、両議院の承認を得て、これを任命することとしております。

第三に、事故調査委員会は、事故調査のため必要があると認められるときは、参考人から意見を聴取することができるとともに、国及び地方の諸機関、原子力事業者その他の者に対しても資料の提出を要求することができます。

第四に、事故調査委員会は、特に必要があると認めるときは、両院合同協議会に対し、国政に関する調査を行うよう、要請することができるものとすることとしております。

第五に、事故調査委員会は、委員長及び委員の任命の日から起算しておおむね六月後を目途として、報告書をまとめ、この提出をもつてその調査活動を終了することとしております。

第六に、この法律は、国会法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとし、その施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失うこととしております。

両法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出し

たものでございます。

なお、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法案について、予算を伴うことから、内閣の意見を聴取いたしましたところ、異議はない旨の発言がありました。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。  
以上であります。

## 二、参議院議院運営委員長報告(平成二三年九月三〇日)

○鈴木政二君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、議院運営委員会における審査の経過と結果を御報告申上げます。

(略)

ました。

以上、御報告申し上げます。

### ○申合せ(平成二三年九月三〇日)

本法は、国会が国権の最高機関として、超党派的な見地から今般の原発事故の原因究明等を行うことを目的とするものであることに鑑み、その運用に当たっては、次の事項に留意するものとすること。

一本院所属議員においては、党派的な立場から、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(以下「事故調査委員会」という。)を政治的に利用し、又はこれに政治的な影響を与えてはならないこと。

二 事故調査委員会においても、与えられた使命の重大さに鑑み、客観的な原因等の究明に努めるとともに、その調査活動の遂行に当たっては、いささかも政治的中立性に欠けるとの疑念を持たれることのないよう留意すること。

三 事故調査委員会が参考人その他の調査対象者から意見を聴取するに際しては、参考人等の置かれている立場、職務等に十分に配慮し、調査の態様及び頻度等に留意すること。

委員会におきましては、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案の運用に關し、三項目から成る申合せを行い

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。